

### 第3節 平成13年度の体制整備（資料1－2－3参照）

市場規律と自己責任原則を基軸とした明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の徹底を図るとともに、我が国の金融システムに対する信認を確固たるものとすることが喫緊の課題となる中、平成12年度予算においては、123名の新規増員等の体制整備が認められたが、平成13年度予算においても、以下のような体制整備が認められた。

#### I 体制整備の概要

##### 1. 検査・監督・監視体制の強化

- (1) 効率的で実効性の高い検査体制の整備—検査の頻度と深度の充実—  
検査局において、46名を増員し、16部門を18部門に拡充。  
主要行については年1回、地銀、証券会社、保険会社等については1.5年に1回、その他についても3年に1回程度の頻度で検査を実施できる体制及び各業態について検査の深度の充実を図るための体制を整備。
- (2) 金融環境の変化等に的確に対応するための監督・モニタリング体制の整備  
金融コングロマリット、インターネットバンキングや異業種参入による新たな形態の銀行等に対する監督や金融危機への的確な対応のための体制を整備（時限定員の恒久化を含め25名の増員）。
- (3) 透明かつ公正な金融行政の徹底のための監督体制の整備  
ルールの一層の明確化を図る観点から、法令解釈等の照会に対して書面による回答を行うための監督体制を整備（5名の増員）。
- (4) 新たな形態の証券取引等に対応した監視体制等の整備  
検査局検査との連携を強化し市場ルールの遵守状況の監視体制を強化するとともに、インターネットを利用した風説の流布等に対する監視体制等を整備（証券取引検査官等12名の増員）。

##### 2. 研究・研修体制の充実・強化

- IT革命や金融システム改革の進展等による金融の高度化、複雑化、国際化等に的確に対応した金融行政を行っていくため、新たに研究開発室を設置するほか、既存の開発研修室の体制を拡充。  
金融庁では、これらを有機的に組み合わせて「金融研究研修センター」として活動予定。

##### 3. 金融行政を総合的に担うための企画・調整機能等の強化

- (1) 企業会計・監査制度の充実・強化のための体制の整備

企業会計、監査及びディスクロージャー制度の重要性の増大に対応し、関係制度の企画立案・調整のための体制を整備（4名の増員）。

（2）情報公開に的確に対応するための体制の整備

情報公開担当企画官を設置するなど、平成13年度から開始された情報公開への対応体制を整備（3名の増員）。

（3）法令審査体制の充実など金融制度の企画立案体制の強化

IT・金融テクノロジーの進展、金融コングロマリット、市場のグローバル化など金融・経済を巡る情勢の急激な変化に的確に対応し金融制度の整備・改善等を行うため、金融制度の企画立案体制等を強化（時限定員の恒久化を含め5名の増員）。

## II 定員

上記の体制整備に伴い、110名の増員（時限定員の恒久化21名を含む）が認められた。（増員後の金融庁の定員は851名）

（参考）金融庁の平成13年度定員

	12年度末定員	13年度定削	13年度定員増	局間定員振替	増員後の定員
総務企画局	204	—	18(2)	5	225
検査局	319	▲2	46	▲3	360
監督局	131	▲1	34(19)	▲1	144
監視委員会	112	▲1	12	▲1	122
合計	766	▲4	110(21)		851

（注）1. 13年度増員欄中（ ）は、時限定員の恒久化で内書き。

2. 「局間定員振替」は、金融研究研修センターの発足に伴う、各局等から総務企画局への定員の振替。